

資料提供

令和2年4月10日



担当課	学校教育課・青少年課
担当者	古田清和・楠山耕司
電話	(073) 435-1139・1235
内線	3123・3421

和歌山市立学校の臨時休業延長について

和歌山県内での新型コロナウイルス感染症の陽性患者の発生速度が弱まっていないこと、また、大阪府が、緊急事態宣言区域となり、もう少し往来の可能性を見極めること等の理由から、4月19日（日）まで、臨時休業とするよう、本日和歌山県から要請がありました。

これを受け本市も和歌山市立学校の臨時休業を延長します。

○臨時休業する学校

和歌山市立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校

○臨時休業の期間

4月13日（月）～19日（日）

※4月20日（月）以降については、感染状況等を踏まえ、17日（金）までに再開の可否を決定します。

○部活動について

中止とします。

○登校日について

休業中における児童生徒の健康観察、学習状況の確認等を行う観点から、登校日を設けます。人が密集しない環境を確保する等、感染拡大防止の措置を講じて実施します。なお、登校については任意とします。

○子供の居場所の確保について

保護者の就労等により、自宅で過ごすことが困難な場合は、学校にご相談ください。

○若竹学級について

4月13日（月）以降・・・午後1時から午後6時30分まで